

島根県医療介護総合確保促進基金市町村支援事業実施要綱

1 目的

この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保促進法」という。）第4条に基づく都道府県計画に掲げる事業のうち、市町村が実施主体となっていくもの実施に必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、島根県内の市町村とする。

3 事業内容

訪問診療・訪問看護確保対策事業

ア 訪問診療支援事業 (別記1)

イ 訪問看護ステーション支援事業 (別記2)

4 実施期間

医療介護総合確保促進法第4条に基づく島根県計画に定める期間とする。

5 県の補助

県は、予算の範囲内で、本事業に要する経費について、別に定める基準（交付要綱）により補助するものとする。

6 その他

この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則（平成27年10月9日医第763号）

この要綱は、平成27年10月10日から適用する。

附則（平成27年11月20日医第906号）

この要綱は、平成27年11月20日から適用する。

附則（平成30年3月23日医第1363号）

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則（平成31年3月20日医第1637号）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附則（令和4年3月24日医第1714号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附則（令和8年3月23日医第1645号）

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

(別記1)

訪問診療支援事業

1 事業目的

条件不利地域における訪問診療に取り組む病院・診療所を支援することにより、在宅療養生活の継続が可能となる区域の拡大及び在宅医療の質の向上を図り、地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 「診療所」とは、法第1条の5第2項に規定する診療所及び歯科診療所のうち、訪問診療に取り組む医師が訪問看護等の指示を行っているものという。
- (3) 「条件不利地域」とは、訪問診療を行う病院・診療所からの距離や道路事情等の要因により、訪問診療が十分に行き届いていない区域として市町村の長が認めたものをいう。

3 事業内容

市町村が条件不利地域における訪問診療に取り組む病院・診療所に生じる逸失利益（移動に時間を要することにより、訪問患者数が減少したことによる診療報酬の減収分）を対象として行う支援のために必要な経費の一部を県が補助する。

.....

(別記2)

訪問看護ステーション支援事業

1 事業目的

条件不利地域における訪問看護に取り組む訪問看護ステーションを支援することにより、在宅療養生活の継続が可能となる区域の拡大及び在宅医療の質の向上を図り、地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「訪問看護ステーション」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の指定を受けた事業者（法第71条第1項の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所を除く。）をいう。
- (2) 「条件不利地域」とは、訪問看護ステーションからの距離や道路事情等の要因により、訪問看護が十分に行き届いていない区域として市町村の長が認めたものをいう。

3 事業内容

市町村が条件不利地域における訪問看護に取り組む訪問看護ステーションに生じる逸失利益（移動に時間を要することにより、訪問患者数が減少したことによる診療報酬又は介護報酬の減収分）を対象として行う支援のために必要な経費の一部を県が補助する。

ただし、医療保険における特別地域訪問看護加算を算定した訪問は支援の対象としないものとする。

島根県医療介護総合確保促進基金市町村支援事業費補助金交付要綱

1 趣旨

県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条に基づく都道府県計画に掲げる事業を実施することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知)及び補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 交付対象事業

この補助金は、島根県医療介護総合確保促進基金市町村支援事業実施要綱(平成27年10月9日医第763号。以下「実施要綱」という。)に基づき県内の市町村が実施する次の事業を交付対象とする。

訪問診療・訪問看護確保対策事業

ア 訪問診療支援事業 (別記1)

イ 訪問看護ステーション支援事業 (別記2)

3 補助対象経費等

この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める対象経費と第3欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、第1欄に定める事業区分ごとに算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

4 交付の条件

この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

- (1) 交付対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 交付対象事業に係る証拠書類等の管理については、事業ごとに係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助金の交付を受ける市町村(以下「補助事業者」という。)は、県が交付する補助金を財源の全部又は一部とした補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する場合には、間接補助金を交付された者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、その対象事業(以下「間接補助事業」という。)を行うにあたり(1)から(5)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

5 補助金の交付申請

補助事業者は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を申請する場合は、様式1を知事に提出するものとする。

6 事業内容の変更等の申請

この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続きに従い知事の定める日までに様式2を知事に提出するものとする。

7 概算払

この補助金は、知事が必要と認めた場合には概算払することができる。補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、様式3を知事に提出するものとする。

8 実績報告

この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 補助事業者は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式4を知事に提出するものとする。
- (2) (1)の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。
- (3) 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式5により速やかに知事に報告しなければならない。

9 書類等の提出

補助事業者が、この要綱の規定により知事に提出する書類は医療政策課へ提出する。

10 補則

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則 (平成27年10月9日医第763号)

(適用)

この要綱は、平成27年10月10日から適用する。

附則 (平成27年11月20日医第906号)

(適用)

この要綱は、平成27年11月20日から適用する。

附則 (平成30年3月23日医第1363号)

(適用)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則 (平成31年3月20日医第1637号)

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附則（令和4年3月24日医第1714号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表

1 事業区分	2 対象経費	3 基準額	4 補助率	5 備考
訪問診療支援事業 【別記1】	実施要綱3アに基づき市町村が交付した補助金	交付対象事業として実施した訪問診療等の回数に4,000円を乗じて得た額	4分の3以内	※注1 交付額算定に当たっては、訪問診療の実施に加え、当該患者に対する往診の回数も対象とすることができる。 ※注2 同一建物における複数人を連続して訪問する場合、原則補助は1回とする。(建物とは、一戸建て、集合住宅(マンション・アパート・サービス付き高齢者向け住宅等)、社会福祉施設(老人ホーム、グループホーム等)等の療養場所全般を指す。)
訪問看護ステーション支援事業 【別記2】	実施要綱3イに基づき市町村が交付した補助金	交付対象事業として実施した訪問看護の回数に1,500円を乗じて得た額	4分の3以内	※注1 医療保険における特別地域訪問看護加算を算定したものは対象外とする。 ※注2 同一建物における複数人を連続して訪問する場合、原則補助は1回とする。(建物とは、一戸建て、集合住宅(マンション・アパート・サービス付き高齢者向け住宅等)、社会福祉施設(老人ホーム、グループホーム等)等の療養場所全般を指す。)